

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>津波漂流物について記載すべきである。</p> <p>中部空港沖埋立の環境影響評価書(2020年3月)では、埋立申請に必要な土地利用はこれから検討すると言いついて逃げていた。準備書への意見書に対する見解13-3、13-4は“埋立ての工事が完了した後の土地利用については、現時点では決まっています。公有水面埋立承認申請を行う際には、土地利用計画を合わせて示す必要があることから、それまでに、関係者の意向を踏まえつつ、検討してまいります。“と、不十分のまま終了した。その後、1年も経たない2021年2月には、中部空港沖の公有水面埋立承認願書が提出され、以下のように3点の問題が解決されないまま、知事は2021年5月28日付愛知県公報で承認した。これだけ大規模な埋立地を津波漂流物の「一次保管用地」と知事が認めた以上、災害廃棄物処理計画にも、県として位置づけるべきである。</p> <p>なお、「災害廃棄物の一次仮置き場」の設置は市町村の応急対策と位置づけられているが、埋立地であり住所もなく、所属する市町村名も定められていないため、県が責任をもって位置付けるべきである。また、「一次仮置き場」と承認した中部空港沖の公有水面埋立の「一次保管用地」とは同じ意味なのか、違うのか、どこが違うのかも明記すべきである。</p> <p>災害ごみの一時仮置き場は、市町村が対応、常滑沖は、「海域への流出廃棄物」との位置づけで、港湾の管理者が行うことになっているはず。</p> <p>① 現状認識の間違い：中部国際空港沖の海面処分用地埋立申請願書 p1-32 では“名古屋港内は…大規模な処分場を計画する余地がないことから、新たな土砂処分場の確保については、名古屋港外に求めざるを得ない。”と現状認識の間違いをしているが、名古屋港港湾計画では、海面処分用地として、既定計画の南5区198ha、ポートアイランド78haが定められている。余地がないのではなく、計画は存在しているが、事実上計画を放棄している。港湾計画の南5区・海面処分用地を残したまま、新たな処分場を確保することは本末転倒であり、真に必要な埋立とは認められない。</p> <p>② 埋立地の用途をこじつけ：公有水面埋立は計画埋立地の将来の用途を決め、それに必要な規模・面積を明らかにしないと許可は下りない。新聞報道等で周知の中部空港第2滑走路という用途なら、将来需要などを示し、その必要性を検討すべきである。願書では、将来の用途を“①一時保管用地、②緩衝緑地帯”と、無理</p>	<p>・本計画では、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定、環境省）に基づき、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとの考えのもと、漂着するものを対象としています。</p>

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>やり土砂処分の後の土地利用を作り上げ、しばらくは事業者の国が所有するという形にしている。願書 p1-38 で“津波漂流物の揚収可能場所については、臨海部において必要面積の確保が可能な区域を検討したが、該当する区域は無かった。”と繰り返しているが、虚偽の説明である。少し真剣に探せば、別の場所で確保できる。例えば、南5区 198ha の一部、愛知臨海環境整備センターの処分場は、すでに閉鎖して覆土もしてあるため、津波漂流物の一時保管には適用できるはずである。</p> <p>③ 規模が過大な災害廃棄物（津波漂流物）：願書 p1-40 では、今回の埋立の土地利用計画は“伊勢湾 BCP (H28 年2月) で規定されている津波漂流物より必要面積を算定”とあるだけで、願書 p1-41 で、津波漂流量として、“伊勢湾港湾機能継続計画”によれば名古屋港の海域への流出量は約 245 万トンとされている。”とあるが、流出量と漂流量とは異なる。環境省の調査では「全体の7割程度が日本沿岸付近等の海底等に堆積し、残りの3割程度が漂流ごみとなったと推計」（東日本大震災により流出した災害廃棄物の総量推計結果の公表 2012年3月9日）しており、245万トンの3割程度だけが津波漂流物となり、コンクリートなど海底に沈んでしまうほうが多い。津波漂流量は過大に算定されている。規模が適正とはみとめられない願書は不許可とすべきである。</p> <p>なお、津波漂流物の定義が定かではないが、願書 p1-17 で“東日本大震災では、倒壊した建物やコンテナ、自動車等が津波によって海域に流出し、比重の軽いものが大量の漂流物となって港内の泊地や航路を覆い、緊急物資輸送や通常貨物輸送再開の支障となる事態が生じた。”ということで、比重が軽くて漂流するものと考えているようである。それなら、245万トンの流出量に対して漂流物は3割という環境省の調査結果を用いる必要がある。つまり、この願書 p1-40 にある“伊勢湾 BCP (H28 年2月) で規定されている津波漂流物”は 245万トンではなく、その3割程度で済むとすべきである。</p>	
2	<p>対象とする災害廃棄物は、津波漂流物を追加すべき</p> <p>表2 対象とする災害廃棄物として“災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月、環境省）を参考に環境局作成”が示してあるが p7、環境省の災害廃棄物対策指針（改定版）「※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。」 p1-10 という注を追加すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする廃棄物に関する注書きに関しては、いただいた御意見を参考に7ページの記載を修正しました。 ・本計画では、災害廃棄物対策指針（平

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>環境省の災害廃棄物対策指針（改定版）では、「津波により海洋へ流出した災害廃棄物については、再度、沿岸部に漂着する場合は処理の対象となる。しかし、海中から引きあげることができない災害廃棄物については処理の対象とはならないことから、量の推計に当たっては留意する。」p2-8として、再度、沿岸部に漂着する津波廃棄物を対象としている。</p> <p>また、伊勢湾港湾機能継続計画（一部改訂:2021. 6. 3 伊勢湾BCP協議会）p52でも「南海トラフ巨大地震により海域に流出する家屋等ガレキ量は、破堤した最悪のケースで、約449万トンである。」と推計しているため、対象とする災害廃棄物を選別後の分類だけではなく、損壊家屋、津波漂流物などを追加し、“「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず「一次仮置場」に運ばれ、仮置きがなされる。” p28とあるように、発生場所から撤去する手法を明確に定めることが重要である。損壊建物の解体、漂流廃棄物の揚収などについて、方法、主体を定めておくべきである。</p>	<p>成30年3月改定、環境省）に基づき、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとの考えのもと、漂着するものを対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするため、発災後、速やかに収集運搬体制を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要であり、市町村があらかじめ収集運搬体制を構築することとしています。
3	<p>対象とする災害廃棄物は、船舶、漁具、コンテナ、思い出の品などを追加すべき</p> <p>対象とする災害廃棄物として表2が示してあるがp7、選別後の廃棄物名だけではなく、特に東日本大震災の例で明らかになった選別前の不要物として漂流廃棄物（船舶、漁具・漁網、流出コンテナ、思い出の品・貴重品など）を追加し、それぞれの特有の問題を加味した注意事項を記載すべきである。</p> <p>例えば、漁網は通常の破碎施設では処理できない、思い出の品・貴重品は、遺失物法等の手続きや対応（基本は、揚収物の仮置・保管として「啓開作業に伴い揚収した物件のうちで保管が必要なものについては、所有者に返還するまで、或いは、所有権が放棄されるまでの間、残存価値が減少することのないよう適切な方法で保管することである。）に基づき、回収・保管・運営・返却を行う、など。</p> <p>この意味で、選別前の災害廃棄物（津波堆積物を除く。）、津波堆積物 p31 とあるが、発災後の災害廃棄物発生量の推計で“〇市町村は、発災後、速やかに処理体制の構築や実行計画の作成を行うため、建物の被害棟数（全壊、半壊、床上・床下浸水等）や浸水範囲について、現地確認や航空写真等により把握し、災害廃棄物等発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画では、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定、環境省）に基づき、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとの考えのもと、漂着するものを対象としています。 ・なお、漁網、廃船舶は処理困難物であることから、留意点等を61ページに記載しています。また、思い出の品に係る留意事項については65ページに記

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>生量を推計する。” p36 とあるが、漂流廃棄物を的確に把握するため、その調査区域を明記すべきである。このままでは、陸上の調査に限定されてしまう。</p>	<p>載しています。</p>
4	<p>廃棄物処理法と災害対策基本法を同じ水準で紹介すべき</p> <p>“本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）及び防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）に基づき、国指針を踏まえ…、本県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめたもの” p1～2 とあるが、「廃棄物の…基本的な方針」と「防災基本計画」に基づくのは当たり前であるが、「廃棄物の…基本的な方針」は廃棄物処理法第5条の5に基づくとは明記してあるように、「防災基本計画」も、そのもとになる法律として「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する」ことを明記し、水準をそろえて紹介すべきである。現に、“図1 本計画の位置づけ” p2 では、廃棄物処理法と災害対策基本法が並列して説明してある。また、災害廃棄物対策指針（改定版2018年環境省）では「災害廃棄物処理計画：平時において地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。」と定義している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、災害時の廃棄物処理に関する計画であるため、廃棄物に関する法令について詳しく記載しています。
5	<p>廃自動車等の処理についての所有者の意思確認はしないのか</p> <p>表2 対象とする災害廃棄物等 p7 は、表の注釈で“（災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月、環境省）を参考に環境局作成）”とあるが、環境省の災害廃棄物対策指針（改定版）では、廃自動車等の注で「※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。」ことは今回の災害廃棄物処理計画案に含まれているが、「※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。」P1-10 とある点だけが、今回の災害廃棄物処理計画案では省かれている。災害時という緊急時なので、所有者の意思確認をしたくないという強権的な県の意思表示ともとれる。しかし、改定前の災害廃棄物対策指針（2014年3月環境省）p1-5 にはなかった注書きが災害廃棄物対策指針（改定版）（2018年3月、環境省）p1-10 に追加されたにも関わらず旧版のままの表現ではいけない。廃自動車等はナンバープレートから所有者が確</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見を参考に7ページの記載を修正しました。

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>定しやすく、所有者の意思確認を行うことが最近の常識となっている。非常時とはいえ、そうした地道な確認作業をすることとし、災害廃棄物対策指針（改定版）のとおりに追記すべきである。</p>	
6	<p>災害廃棄物対策指針（改定版）（2018年3月、環境省）を追記すべき</p> <p>第1章 基本的事項 1 本計画の趣旨で“環境省は、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するため、2014年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定（平成30年3月改定）し、県及び市町村においては、災害廃棄物処理計画の策定が求められることになった。…2016年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定” p1 の記載だけだが、2016年10月の愛知県災害廃棄物処理計画策定の後で、環境省は災害廃棄物対策指針（改定版）を2018年3月に策定しているので、その旨を追記するとともに、その改定指針に従った「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）であることを明記すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いただいた御意見を参考に1ページの記載を修正しました。
7	<p>災害廃棄物の撤去等について、関係団体との協定はどのような内容か</p> <p>“県は、地震、風水害等の大規模災害が発生した際における災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分等に関し、愛知県衛生事業協同組合、一般社団法人愛知県産業資源循環協会、一般社団法人愛知県解体工事業協会、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会、一般社団法人日本建設業連合会中部支部と…協定を締結しており” p10 とあるが、災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分等に関して、積極的、優先的に協力するという意味合いは受け取れるが、どのような協定になっているか、内容を明記するか、資料として添付すべきである。</p> <p>また、“冷凍空調機器等からのフロン類の回収に関し、愛知県フロン類排出抑制推進協議会と” p10、“災害時における化学物質等の調査について、一般社団法人愛知県環境測定分析協会と協定を締結しており” p10 についても、どのような協定になっているか、内容を示すべきである。“同団体に所属する会員に対して要請された業務を優先的に実施させる。” だけなのか、費用負担はどうなっているのか、疑問が生じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協定の内容は、参考資料としてウェブページに公開します。
8	<p>あまりにも市町村に過大な負担</p> <p>各主体の役割で“災害廃棄物は原則として一般廃棄物であり廃棄物処理法第6条の2の規定により、市町村がその処理の責任を担う。…市町村は、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定する…極力、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村の被害状況に応じ、支援体制を速やかに整備することとしています。

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>自区域内において災害廃棄物処理に努める” p9 と、あるが、廃棄物処理法で「産業廃棄物以外は一般廃棄物、産業廃棄物は事業活動に伴うもの。災害は事業活動ではない」と杓子定規の解釈をしているため、ひとたび災害が発生すると人的、経済的に弱小な市町村がほとんど、という現状を無視している。せいぜい、県の役割として“地震や津波等により甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは災害廃棄物処理行政を遂行することが困難な場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う場合がある。” p10 と、市町村から事務を受託し、県が処理を行う場合があると書いてあるだけである。</p> <p>さらに、“〇県は、地震や津波等により甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは二次仮置場を設置・運営することが困難な場合には、地方自治法の規定に基づき、市町村からの事務委託を受けて、市町村が選定・確保した用地において、二次仮置場の設置・運営を行う。この場合であっても、市町村が、地元調整を実施する” p50 と、二次仮置場についての地元調整まで市町村の責務にしている。</p> <p>東日本大震災の例を見るまでもなく、市町村役場が機能しないこともあり、災害廃棄物の処理は、被災市町村からの事務委託の要請を待つまでもなく、県自らが早急に判断し、県が主体となって実施することとし、その旨を明記すべきである。</p>	<p>・いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>一次仮置場の決定が重要</p> <p>表 3 県・市町村における業務概要の応急対策で、市町村の業務として【初動期：発災後数日間】に“一次仮置場の設置” p11 と単純に書いてあるが、いくら発災前に“仮置場候補地の選定” がしてあっても、いざとなれば、その選定された候補地を、現実の一次仮置場にするには、地域の反発等が考えられ、候補地を一次仮置場として決定することが重要な業務であり、「一次仮置場の決定・設置」と明記すべきである。</p>	<p>・いただいた御意見については、今後の市町村への支援に関する施策の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>県内の災害廃棄物発生量（地震・津波のように、洪水、土砂）の総量を示すべき</p> <p>災害廃棄物発生量の推計の、ア 地震・津波災害では“〇過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して、災害廃棄物等の発生量を推計すると…災害廃棄物（津波堆積物を除く。）は 20,625 千トン、津波堆積物は 6,465 千トン、合計 27,090 千トンであり、本</p>	<p>・洪水、土砂災害による災害廃棄物発生量の推計では、水防法第 14 条に基づき指定された洪水浸水想定区域図・浸水予想図や土砂災害防止法第 7 条に基づ</p>

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>県における 2019 年度ごみ総排出量（2,537 千トン）の 10.7 年分に相当する。” p30 とあるが、イ 洪水で“○洪水浸水想定区域図・浸水予想図※における浸水深を基に、建物もしくは世帯の被害を考慮し、災害廃棄物発生量を推計すると、表 14 に示すとおりとなる。” p33 と、表で市町村別に組成別災害廃棄物発生量が示してあるだけで、県内の合計がない。市町村ごとの洪水による災害廃棄物を合計すると、105,646 千トンと、地震・津波災害の県内合計 27,090 千トンの 4 倍近い。また、ウ 土砂災害では“○市町村ごとに、土砂災害警戒区域（P6、図 5）のうち一定割合で土砂災害が発生すると想定し、災害廃棄物発生量を推計した。” p34 と、表で市町村別に組成別災害廃棄物発生量が示してあるだけで、県内の合計がない。市町村ごとの土砂災害による災害廃棄物を合計すると、276,160 千トンと、地震・津波災害の県内合計 27,090 千トンの 10 倍もある。</p> <p>一番、災害廃棄物量が少ない地震・津波災害の県内合計 27,090 千トンだけを記載し、その 4 倍近い洪水による災害廃棄物、10 倍もある土砂災害による災害廃棄物の合計を示さないのは被害可能性を小さく見せるための意図があるのではないか。それぞれについて、県内の災害廃棄物発生総量を記載すべきである。</p>	<p>く土砂災害警戒区域図等を基に、市町村ごとに推計しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水による災害廃棄物発生量は、洪水浸水想定区域図・浸水予想図において、浸水深に応じた被害区分別の家屋数若しくは世帯数に原単位を乗じる方法により計算しておりますが、浸水深を参照すべきところ、一部地域において、浸水位（地盤高+浸水深）を参照して推計していたため、これを修正しました。 なお、土砂災害による災害廃棄物発生量（表 15、16）の単位はトンです。
11	<p>地震・津波災害の災害廃棄物発生量推定の根拠を示すべき</p> <p>① 地震・津波災害では“○過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して、災害廃棄物等の発生量を推計すると…災害廃棄物（津波堆積物を除く。）は 20,625 千トン、津波堆積物は 6,465 千トン、合計 27,090 千トン” p30 とあるが、この推定値は県が行ったのか、市町村が行ったのかを明記すべきである。</p> <p>② 建物被害棟数や浸水面積、被害の推定、それぞれの可燃物、不燃物、柱角材、コンクリートなどの想定発生原単位を資料として示すべきである。</p> <p>③ 洪水、土砂災害と同様に、市町村別内訳を示すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 推計方法、市町村別内訳は、参考資料としてウェブページに公開します。
12	<p>洪水による災害廃棄物発生量推定の根拠を示すべき</p> <p>① 洪水で“○洪水浸水想定区域図・浸水予想図※における浸水深を基に、建物もしくは世帯の被害を考慮し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①、②推計方法は、参考資料としてウェブページに公開します。

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>災害廃棄物発生量を推計すると、表 14 に示すとおりとなる。” p33 とあるが、この推定値は県が行ったのか、市町村が行ったのかを明記すべきである。</p> <p>② 浸水深を基に、建物もしくは世帯の被害を考慮とは、どの様に行ったのか、その算定手法を発生原単位とともに資料として明記すべきである。</p> <p>③ 地震・津波災害と同様に、県全体の発生量を示すべきである。</p> <p>④ 一宮市、江南市、小牧市、稲沢市で、片づけごみ発生量が、数値がなく、※で“建物への被害がすべて全壊（浸水深が 2.3m 以上（浸水深のランクのみ把握できる場合 3m 以上）である市町村” p33 表の注とあるが、この 4 市は洪水が起きればすべて浸水深が 2.3m 以上・建物が全壊状態になるということか。</p> <p>国土交通省の洪水浸水想定区域（水防法第 14 条の指定）でも、浸水深のランク表示で 3m 未満、0.5m 未満の浸水想定区域が示されており、それぞれの市にもそうした区域が存在するように見える。片づけごみ発生量の再確認をすべきである。</p> <p>⑤ 蒲郡市、常滑市、田原市、南知多町、東栄町、豊根村で、“注 1 市町村内に洪水浸水想定区域図及び浸水予想図が作成されている河川（流域）がない（2020 年 7 月 31 日現在）場合は、災害廃棄物発生量及び片づけごみ発生量を「－」としている。”とあるが、水防法による洪水予報河川・水位周知河川の指定状況（R1. 10 末時点）は洪水予報河川が 426 河川、水位周知河川が 1,666 河川であり、水防法では限界がある。</p> <p>例えば、蒲郡市では「蒲郡市には国から指定を受ける 1 級河川が流れていません。2 級河川は対象外となるため、洪水の記載については水防法に基づいて作成されていません。」とし、市独自に「蒲郡市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成・公表し、落合川（蒲郡警察署経由）、西田川（竹島小学校経由）などで浸水被害が出るとしている。</p> <p>また、常滑市も「とこなめ防災ガイド・ハザードマップ」で、平成 12 年東海豪雨浸水箇所を明示し、大和川、矢田川、前山川周辺などを挙げている。</p> <p>さらに、田原市は「ため池ハザードマップ」を作成し、ため池の堤体が亀裂、損壊した場合の浸水想定区域を公表している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・③災害廃棄物発生量は水防法第 14 条に基づき指定された洪水浸水想定区域図・浸水予想図等を基に、市町村ごとに推計しています。 ・④洪水浸水想定区域図・浸水予想図において、浸水深に応じた被害区分別の家屋数若しくは世帯数に原単位を乗じる方法により計算しておりましたが、一部地域において浸水深を参照すべきところ浸水位（地盤高＋浸水深）を参照して推計したため、これを修正しました。 ・⑤いただいた御意見については、今後の市町村への支援に関する施策の参考にさせていただきます。 ・⑥小数点以下に関する数値の表示については、御意見を踏まえ、修正しました。また、災害廃棄物発生量については、再確認し、数値を記載しました。

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>こうした市町村独自の情報を汲み取り、これだけの浸水被害がありうるとして精度を上げた災害廃棄物処理計画を策定することが県の役割である。</p> <p>⑥ 東海市、知多市の洪水による災害廃棄物発生量はゼロとなっているが、内、片づけごみが、それぞれ、0.1、0.01千トンとあるため、現実のゼロではなく、0.5未満だったため、ゼロと表現したと思われるが、片づけごみは、小数点1位、2位まで示しているのだから、算出した値を記載すべきである。なお、東海市、知多市の洪水による災害廃棄物発生量が0.5千トン未満というのは常識外れの少なさであるのでその根拠も含めて、再確認されたい。</p>	
13	<p>高潮浸水想定区域を含んだ災害廃棄物処理計画に</p> <p>愛知県は、2021年6月11日に、水防法の規定に基づき、三河湾・伊勢湾沿岸（愛知県区間）の高潮浸水想定区域を伊勢湾台風浸水流域などを参考に指定し「この図をもとに今後、市町村において、高潮ハザードマップの作成などが行われ、避難体制等の充実・強化が図られます。」としている。</p> <p>これによれば、一宮市、江南市、小牧市、稲沢市で、片づけごみ発生量の数値がないとか、建物への被害がすべて全壊、蒲郡市、常滑市、田原市、南知多町、東栄町、豊根村で、災害廃棄物発生量及び片づけごみ発生量を「一」としている今回の計画案がいかにも不十分なものが判明する。水防法の規定に基づく、三河湾・伊勢湾沿岸（愛知県区間）の高潮浸水想定区域を含んだ災害廃棄物処理計画にすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の改定にあたっては、2020年7月時点で取得可能な情報に基づき、洪水及び土砂災害による災害廃棄物発生量を推計しました。 ・2021年6月11日に指定・公表した愛知県高潮浸水想定区域に関していただいた御意見については、今後の市町村への支援に関する施策の参考にさせていただきます。
14	<p>土砂災害による災害廃棄物発生量推定の根拠を示すべき</p> <p>① “ウ 土砂災害 ○市町村ごとに、土砂災害警戒区域（p6, 図5）のうち一定割合で土砂災害が発生すると想定し、災害廃棄物量を推計した。” p34 とあるが、この推定値は県が行ったのか、市町村が行ったのかを明記すべきである。</p> <p>② 一定割合とはどのような値か、その割合の信憑性をどのように検証したのか。面積、容積、重量（千トン）はどのように算定したのか。なぜ、土砂災害廃棄物量だけが推定値の幅があるのか、資料として示すべきである。</p> <p>③ 地震・津波災害と同様に、県全体の発生量を示すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②推計方法は、参考資料としてウェブページに公開します。 ・③災害廃棄物発生量の推計では、土砂災害防止法第7条に基づく土砂災害警戒区域図等を基に、市町村ごとに推計しています。

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
15	<p>県全体として収集運搬車両が不足することはない</p> <p>“発災初期に災害廃棄物を収集する車両の「想定必要台数」と、県と協定を締結している一般社団法人愛知県産業資源循環協会会員が応援協力可能とする車両の台数を比較すると、県全体として収集運搬車両が不足することが想定されるため、それ以外の車両の確保を進めることが必要である。” p37 とあるが、表 17 によれば、「想定稼働台数」は 1,541 台、「想定必要台数」は 3,327～5,545 台であり、1,541 台は 3,327～5,545 台（3～5 回/日）の範囲内で県全体として収集運搬車両が不足するというのではなく、県全体では不足しないが、地域的、時期的な偏りにより不足することがあり得るといふ表現に修正すべきである。</p>	<p>・「想定稼働台数」が「想定必要台数」を下回ると想定していることから、収集運搬体制の構築・強化に努めてまいります。</p>
16	<p>濡れごみの収集運搬を速やかに行う理由が不明</p> <p>3.2 発災後の(1)発生現場からの収集運搬体制の確保で、“風水害では、被災建物から水没した家財道具等の濡れごみの搬出速度が速いため、速やかに収集運搬体制を確保し、収集を開始する。” p40 とあり、速やかに風水害の収集運搬体制を確保することはもちろんであるが、“濡れごみの搬出速度が速いため”の意味が分かりにくい。各家庭から出される速度が速いという意味ではないか。それなら「濡れごみの各家庭からの搬出速度が早いため」などに修正した方が分かり易いのではないか。</p>	<p>・いただいた御意見を参考に 40 ページの記載を修正しました。</p>
17	<p>道路等に散乱した廃棄物の撤去主体を明確に</p> <p>3.2 発災後の(1)発生現場からの収集運搬体制の確保で、“○道路や河川、港湾などの公共施設上に散乱した廃棄物については、国の方針も踏まえ、各管理者との連携の下、廃棄物の撤去を行う。” p40 とあり、道路等に散乱した廃棄物の撤去主体は誰かが曖昧である。各管理者との連携の下というのは当然として、誰が廃棄物の撤去を行うかを明確にしておかないと、いざという時に役に立たない文章になる。“各管理者との連携の下”ではなく、基本的には道路管理者、河川管理者、港湾管理者とすべきであり、事情に応じて、県が実施すべきである。</p>	<p>・いただいた御意見については、今後の関係者との調整にあたっての参考にさせていただきます。</p>
18	<p>収集運搬体制のボランティア対応、片付けごみの周知主体を明確に</p> <p>① “○被災家屋からの災害廃棄物の搬出等については、ボランティア担当部局と連携して、災害ボランティアセンターに対して、発災後の状況を踏まえた災害廃棄物の分別方法や排出先、有害物質への暴露防止等の</p>	<p>・いただいた御意見については、今後の関係部署との調整や市町村への支援に関する施策の参考にさせていただきます。</p>

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>回収作業における留意点及び市町村による収集計画等について説明・調整を行い、ボランティアによる搬出と市町村による収集との連携を図る。” p41 とあるが、ボランティア担当部局とは、県のどの部局か、市町村のどの部局かを明記するとともに、県がボランティア対応に責任を追うことを決めて、明記すべきである。</p> <p>② “○災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時などを住民に周知する。また、生活ごみ等の受け入れ態勢を検討し、収集日、収集ルート、分別方法について住民に周知する。” p41 の周知主体は市町村と明記すべきである。</p>	<p>す。</p>
19	<p>地震・津波災害の仮置き場不足は中部国際空港沖埋立地も活用すべき</p> <p>“地震・津波災害における各市町村の仮置き場必要面積の合計は表 22 のとおり、569ha～599ha となっている。これに対して、2021 年 10 月末現在、市町村において想定されている候補地面積の合計は 521ha であり、県全体としての必要面積の約 9 割である。” p43 とあるが、中部国際空港沖埋立地は、「一次保管用地」として、西工区で 192ha、南東工区で 52ha、計 244ha を予定しており、埋立地のため市町村の所属が未定で住所がないため、市町村からは仮置き場として候補に挙げられない。埋立承認をした知事として責任をもって、候補地に追加すべきである。そうすれば、候補地面積は 765ha となり、必要面積の 1.3 倍程度となる。</p> <p>この埋立承認の内容を忘れて、中部国際空港沖埋立地に 2 本目滑走路を（12 月 13 日の定例知事記者会見での記者質問への回答）などと願望を述べるのは節操のない発言である。</p>	<p>・本計画 45～46 ページのとおり、市町村が仮置き場候補地を確保することとしており、また、県が県内のオープンスペースや過去の災害における取組に係る情報提供を行うこととしています。</p>
20	<p>仮置き場の用地確保・決定の周知が重要</p> <p>4.2 発災後の一次仮置き場用地の確保として “○市町村は、一次仮置き場について、発災後速やかに、被災地域の範囲や被害状況を踏まえて、関係者と調整の上、用地を確保する。” p48 とあるが、関係者と調整のうえ、用地を確保することはもちろんであるが、用地を確保・決定したことを広く周知することが重要であり、その旨を記載すべきである。</p>	<p>・本計画 42 ページのとおり、指定した仮置き場に災害廃棄物を排出するよう周知することとしています。</p>
21	<p>県外処理等について検討するのは県の責務</p> <p>処理フローで “・可燃物（約 247 万トン）については、発災後 3 年間で約 213 万トンが市町村及び廃棄物処理業者の焼却施設において処理可能であると推計されることから、約 34 万トンは県外広域処理又は仮設焼却炉</p>	<p>・県外の市町村への支援の要請に関しては、県が、中部地方環境事務所、中部ブロック各県と調整を行うこととして</p>

「愛知県災害廃棄物処理計画」（改定案）に対する御意見及び県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>での処理等を検討する必要がある。・不燃物（約 355 万トン）と焼却灰等のうち再生利用されないもの（約 21 万トン）については、約 216 万トンが市町村及び廃棄物処理業者の最終処分場において処理可能であると推計されることから、約 160 万トンはその他の処理方法を検討する必要がある。” p54 と、可燃物、不燃物いずれも、県外広域で処理せざるを得ないことがはっきりしているため、“検討する必要がある”と、他人事のように記載するのではなく、県境を越えた処理を、県が国等と調整して責任をもって実現することを記載すべきである。</p>	<p>います。</p>
22	<p>不燃物について公共関与処分場への受入を実施すべき</p> <p>処理体制の構築：不燃物について“〇県は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター等の公共関与処分場への受入方法を検討する。” p56 とあるが、“受入方法を検討する”は意味が分からない。少なくとも“受入を検討する”ではないのか。根本的には、県が責任をもって公共関与処分場への受入を実施すべきである。</p>	<p>・公共関与処分場への受入にあたっての災害廃棄物の受入条件等の受入方法を検討することとしています。</p>
23	<p>津波堆積物の処理は文献でなく、概要を</p> <p>“〇津波堆積物の処理に当たっては、「東日本大震災津波堆積物処理指針（平成 23 年環境省）」や東日本大震災時に実施に活用された「岩手県復興資材活用マニュアル（改訂版）（平成 25 年岩手県）」等を参考する。” p58 と文献名だけが記載されているが、これでは分からない。災害廃棄物全体で参考とすべきだが、津波堆積物の処理で特別なことが記載してあるのか、概要、注意点を抽出して記載すべきである。</p>	<p>・御意見に記載のある資料については、資料から図表等を抜粋したものを参考資料として、ウェブページに公開します。</p>
24	<p>発災後の環境対策・モニタリングの実施主体を明記すべき</p> <p>“発災後の応急対策としては、災害廃棄物の撤去等に伴う環境対策・環境モニタリングや、悪臭・害虫発生の防止、仮置場における火災防止対策を実施する。” p67 とあるが、環境対策・環境モニタリングなどの必要性が分かるだけで、誰が何をやるかの事務分担がない。それぞれの実施主体を明記すべきである。</p> <p>ただし、“県は、化学物質等の測定・分析について、愛知県環境調査センター等で実施するとともに、一般社団法人愛知県環境測定分析協会…必要に応じ要請を行う。また、市町村に対して、環境対策や環境調査に係る技術指導、測定検査機関に係る情報提供等の技術的支援を行う。” p69 として、県は、化学物質等の測定・分析を行うだけの計画案であるが、もっと積極的に市町村の事務を行うべきである。</p>	<p>・いただいた御意見については、今後の市町村への支援に関する施策の参考とさせていただきます。</p>